

令和 7 年度芽室町議会議員研修 ①

人口減少時代における地方財政のチェックポイント

- 日 程 令和 7 年 5 月 23 日（金）**9 時 30 分～正午**
- 場 所 芽室町役場 3 階委員会室
- 主 催 芽室町議会
- 講 師 竹田圭助氏（株式会社日本政策総研上席主任研究員）
- 対 象 芽室町議会議員（16 名）、事務局職員（3 名）
- 予算額 15 万円（一般会計／旅費＋報償：税込・源泉徴収前金額）
- 目 的

議会の重要な使命の一つである「行財政運営に対する適正な批判と監視」の視点強化として、人口減少時代における適正な「まちのお金の使い方」を学ぶと共に、本町における財政力の実態を踏まえた今後の見通しを立て、議会がチェックすべきポイントを整理することを目的とする。

□ 概 要

- ① 総 論 人口減少を見通した自治体経営・財政運営モデル
- ② 各 論 芽室町の財政分析・行政経営の展望
- ③ 結 論 期待とリスク／議会がチェックすべき視点

<別紙>

【講師経歴】

地方公務員、独立行政法人職員、民間企業を経て、2020 年、株式会社富士通総研入社、自治体経営や府省受託調査を中心にコンサルティング・情報発信に従事。2021 年、同公共政策研究センター上級研究員。2022 年 4 月より株式会社日本政策総研入社。2024 年 4 月に上席主任研究員に昇格。

【専門】 自治体経営・働き方改革・人材育成

【実績】

事務事業改革、行政評価導入・見直し、職員研修等を通じた自治体経営改革支援、府省での調査研究等

【役職】（地方自治体）

・ 2024 年 8 月 - 2024 年 9 月

神戸市におけるタレントマネジメントの在り方検討会 委員

・ 2023 年 5 月 - 現在

南相馬市 CIO 補佐官（プロジェクトマネージャー）

・ 2023 年 5 月 - 現在

総務省「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業（地方公共団体の DX 関係）」アドバイザー

・ 2023 年 4 月 - 現在 宇部市 CIO 補佐官

・ 2023 年 4 月 - 現在 中野区行政評価制度における外部評価者

令和 7 年度芽室町議会議員研修計画

1 令和 7 年度芽室町議会議員研修方針

芽室町議会基本条例第 6 条に規定する「議員の政策形成及び立案能力等の向上を図る」ため、芽室町議会議員研修要綱第 4 条に基づき、令和 7 年度の研修計画を次のとおり定めます。なお、芽室町議会災害時対応基本計画（ver3.0／令和 2 年 11 月改訂）に規定する警戒ステージ等の変化に応じ、研修手法や実施の可否を適宜検討の上、決定することとします。

2 令和 7 年度芽室町議会議員研修実施計画（要綱第 4 条）

① 専門研修（実務研修）

① 人口減少時代における地方財政のチェックポイント

- ・講 師：竹田圭助氏（株式会社日本政策総研上席主任研究員）
- ・時 期：5 月 23 日（金）10 時～12 時

② 「持続可能な地方議会の存続のために」

- ・訪問先：栗山町議会

・時 期：7 月 9 日（水）※北海道町村議会議長会主催議員研修会翌日

③ なり手不足の 3 つの危機を防ぐために町議会が留意すべきこと

- ・講 師：江藤俊昭氏（大正大学社会共生学部教授／芽室町議会サポーター）
- ・時 期：7 月 25 日（金）午後（詳細別途調整）

※（日程調整中）官民協働による公共施設の運営手法について

- ・講師：宇野二郎氏（北海道大学公共政策学連携研究部教授）

② 一般研修（議員一般研修）

（ア） 北海道町村議会議長会主催議員研修会＜7 月 8 日（火）＞

（イ） 十勝町村議会議長会主催議員研修会＜10 月 31 日（金）＞

（ウ） 西部 4 町議長会主催議員研修会（検討中）

○芽室町議会議員研修要綱

(平成 24 年 2 月 15 日議会運営委員会決定)

(目的)

第 1 条 [この要綱](#)は、芽室町議会議員(以下「議員」という。)の研修に関し必要な事項を定めることにより、議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、もって町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、法律・条例等で規定している議員の責務を遂行するため、研修に励むとともに不断の自己研鑽に努めなければならない。

(研修の種類等)

第 3 条 財政の健全化に資するため、研修は極力公費の節減を図るものとし、研修の種類、対象者及び研修内容は次の号のとおりとし、体系については別表 3 のとおりとする。

(1) 一般研修

ア 新議員(前期・後期)研修

イ 役職議員研修

ウ 議員一般研修

(2) 専門研修

ア 委員会所管研修

イ 実務研修

ウ 課題研修

(研修の実施計画)

第 4 条 前条各号に規定する研修は、毎年度当初に別に作成する実施計画書に基づき実施するものとする。

2 前項の実施計画書は、議長が議会運営委員会に諮って作成する。ただし、前条第 2 号アの委員会所管研修については、この限りでない。

3 議長会・議員会等の研修計画を参考に作成する。

(講師等)

第 5 条 研修の講師等は、必要に応じ議長がその都度定め依頼するものとする。

(研修報告)

第 6 条 研修を受講した議員は、別記第 1 号様式議長に研修結果を報告しなければならない。

2 議会は、前項の研修結果を公表することができる。

(委任)

第 7 条 [この要綱](#)の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(実施期日)

1 [この要綱](#)は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

	研修の種類	対象者	研修の内容	研修の名称等
一般研修	新議員研修	新議員	新議員として必要な基礎知識を習得する研修	・ 新任議員研修会(前期・後期) ・ 北海道町村議会議長会等が主催する新任研修会
	役職議員研修	議長 副議長 正副委員長	議長、副議長及び委員長(すでにこれらの役職を経験している者は任意)としての役職に関する知識を習得する研修	・ 議長、副議長研修会(全国町村議会議長会) ・ 議長、副議長、正副委員長研修会
	議員一般研修	全議員	議員としての知識を習得する研修	・ 議員研修会(北海道町村議会議長会、十勝管内町村議会議長会、西部4町議長会等)
専門研修	委員会所管研修	委員	委員会所管事項に関する専門的な研修(視察研修を含む)	・ 議員専門研修(予算・決算等)
	実務研修	全議員	行政、政策などの実務に関する研修	・ 議員専門研修(政策等)
	課題研修	希望議員	課題に応じ特別に実施する研修	・ 議員専門研修(課題別)

別記第1号様式(第6条関係)

年 月 日

芽室町議会議長 様

芽室町議会議員 印

研 修 成 果 報 告 書

芽室町議会議員研修要綱第6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

1 研 修 日 時

2 研 修 先

3 研 修 目 的

4 成果(具体的に)